

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(26) 複合住宅地区(津雲台5丁目(1)) B地区

d. 屋外広告物

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は、壁面広告物、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等（バナーを除く。）の掲出は行わない。		
(2) 壁面広告物については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び他の広告物と一体感・統一感を持たせたデザイン、素材とする。 ・色彩については低彩度とする。 ・設置する高さは地盤面から10m以下とする。 		
(3) 地上設置型広告物（広告塔に限る）については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・九十九坂の景観に配慮し道路から3m以上控えて設置する。 ・建物と一体感をもたせたデザインとし、色彩については低彩度とする。 ・高さについては5m以下とし、敷地内1か所のみとする。 		
(4) 地上設置型広告物（広告塔を除く）については次の内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・集合化に努める。 ・建物と一体感をもたせたデザインとし、地色は低彩度とする。 ・高さについては、必要最小限のものとする。 		
(5) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。		
(6) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。		